

阿智村宿泊税への対応に向けたシステム改修事業補助金(概要)

目的	宿泊税を導入する村内対象事業者へ、システム改修費を補助する。
用語	(1) 「宿泊税」とは、阿智村宿泊税条例第 1 条に規定する法定外目的税 (2) 「宿泊事業者」とは、旅館業法(昭和 23 年法律第 138 号)第 3 条第 1 項の許可を受けて営む同法第 2 条第 2 項に規定する旅館・ホテル及び同条第 3 項に規定する簡易宿泊所並びに住宅宿泊事業法(平成 29 年法律第 65 号)第 3 条第 1 項の届出をして営む同法第 2 条第 3 項に規定する住宅宿泊事業に係る施設の経営者
対象となる事業者	下記の全てを満たす者 (1) 村内に所在する宿泊施設の経営者 (2) 特別徴収義務者として登録申請、又は申請予定の宿泊事業者 (3) 村税に未納がないもの ※対象外事業者 阿智村暴力団排除条例に規定する暴力団関係者 その他村長が適当でないと認める者
対象となる経費	○宿泊事業者が行う宿泊税の導入に伴って発生する 既存の予約管理・精算システムの改修 に係る経費 ・やむを得ない事情がある場合は事前着手が可能。令和 7 年 7 月 1 日以降の発注、契約、支払いを行った経費も対象 ※対象外経費 ・国などの補助金の交付対象となっている整備に要した経費 ・システムの改修に直接要してない経費 ・租税公課(消費税及び地方消費税) ・その他本補助金の趣旨に合致しないものなど村長が適切でないと判断する経費
支給額	補助率: 定額(10/10) 限度額: 村長が必要と認める額
注意点	・申請は各施設 1 回限り。 ・実績報告書提出期限 2 月末日 ※実績報告書提出時には宿泊税の特別徴収義務者として登録申請済みであること
受付期間	令和7年9月 1 日から令和8年1月30日まで
申請・お問い合わせ窓口	阿智村役場 商工観光課 商工係(0265-43-2220)

※詳しくは阿智村宿泊税への対応に向けたシステム改修事業補助金交付要綱をご覧ください。

※申請様式等は阿智村ホームページをご覧ください。